

2009年7月11日

報道各位

株式会社セブン－イレブン・ジャパン

本日の一部報道について

本日7月11日付けの新聞等に、弊社がこの7月度より導入いたしました「従業員独立支援制度」および「複数店経営奨励制度」（詳細後述）に関しまして、“公正取引委員会の排除措置命令を受けて加盟店指導料を軽減”等の報道がされております。

しかしながら、このたび導入いたしました新たな制度は、セブン－イレブンのお店運営のご経験をお持ちの方にオーナー様をお願いすることでチェーンの体質をより一層強化することを目的に、1年以上前から社内で検討を重ねてまいりました事項であり、今回の排除措置命令を受けてから検討・決定した事実はございません。

報道関係の皆様方には何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

ご参考

2009年7月11日

株式会社セブン－イレブン・ジャパン

「従業員独立支援制度」および「複数店経営奨励制度」について

◆新制度導入の背景・目的等

- 厳しい経営環境の下、加盟店オーナー様の満足度をさらに向上すべく、新しい加盟店支援策を導入
- セブン－イレブンのお店運営のご経験をお持ちの方にオーナー様をお願いすることでチェーンの体質をより一層強化
- 加盟店のオーナー様、従業員様のモチベーション向上とともに、起業家支援、雇用促進等を推進

◆新制度導入の時期

- 2009年7月度より

◆新制度の概要

1. 「従業員独立支援制度」

セブン－イレブン加盟店様において、通算5年以上勤務経験のある従業員様が、新規開店する際に、一定条件〔毎週20時間以上勤務、発注担当を2年以上経験等〕を満たす方については、弊社の「5年経過店のインセンティブチャージ」(チャージ率の低減)を開業時より適用することで、加盟店従業員様の独立を支援

2. 「複数店経営奨励制度」

セブン－イレブン開業後5年経過したオーナー様が、新たに複数店(2号店等)を開店する場合、一定条件〔複数店の加盟店契約当事者が母店(1号店)と同一等〕を満たす方には、弊社の「5年経過店のインセンティブチャージ」(チャージ率の低減)を開業時より適用することで、加盟店オーナー様の複数店経営による事業拡大を支援

以上